

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

○青少年に有益な書籍として推奨する件

○農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第 ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 規定により裁定をした件 一項

○保安林の指定をする予定である件

県

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の

公 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○一般競争入札を行う件! 一件

○随意契約の相手方を決定した件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

告 示

福島県告示第七十六号

令和5年2月7日 火曜日

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定によ 青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、 **令和五年二月七日** 次のものを推奨する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

二八六	推奨番号	
おこめをつ	名称	
作 室井さと子	制作者又は配給者	
推奨対象 幼児、小学生	備考	

郡同

町藤生字下小塩平 町関本字関本

町糸沢字下馬場

二八八八	二八七	
ストリス (株戦) () () () () () () () () ()	の物語 イヌ三世代	くるのうふ
書房 株式会社あすなろ文・絵 鈴木まもる	新聞社 株式会社少年写真 著 宇井真紀子	版 株式会社新日本出
高学年)、中学生(中学年、	高学年)	(低学年、中学年)

(こども・青少年政策課)

뜻 뜻 또

二八

九

てき時間割

絵 作

丸山ゆき

中学生 推奨対象

小学生

(高学年)

発行所 株式会社童心社

用する同法第三十九条第一項の規定により、令和四年十二月一日付けで公益財団法人福農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準 令和五年一月二十六日付けで次のとおり裁定した。 島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった利用権の設定に関して、

令和五年二月七日

咒

咒

福島県告示第七十七号

福島県

知

事

内

堀 雅 雄

農地の所有者等に関する情報 なし

利用権を設定すべき農地の所在、 地番、 地目及び面積

所在 同同同同同同同同同 南会津郡南会津町 郡同 郡同 郡同 郡同 郡同 町川島字川島前 町川島字材木場 町川島字材木場 町川島字廻戸 町関本字関本 町川島字花太郎 '川島字花太郎 地番 八〇七一 |七〇|-|| 八〇七一 一七五 一六 — — — 一七〇一— 田田田田田田田畑畑畑地 二〇八平方メートル

一 四 ○ 七 四九平方メートル 二三一平方メートル 九九平方メートル 一二五平方メートル

二、一四八平方メー 八九九平方メートル ŀ ル

五七九平方メートル 三一四平方メートル

一二〇平方メートル

福

指定施業要件

土砂の流出の防備

指定の目的

1

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

立木の伐採の限度

伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、

金山町森林整備計画で定める標準

次のとおりとする。

四三 利用権の内容 希望する利用権の始期及び存続期間 同同同同同 郡郡郡同同同 町糸沢字風下町糸沢字風下 水稲及びソバ 町糸沢字龍伏 町糸沢字壇ノ下 五三九八 三八 田田田田田 四八一平方メートル 三〇五平方メートル 四六平方メートル 一、四七三平方メー 一、四五四平方メートル トル

存続期間 二〇年 始期 令和五年二月二十五日

借賃に相当する補償金の額 一〇六、 六二〇円

補償金の支払の方法

六 五

こと。 当該農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局若松支局に保証金を供託する

(農村振興課)

福島県告示第七十八号

報

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和五年二月七日

保安林予定森林の所在場所

大沼郡金山町大字八町字岩尾一

四

福島県知事 内 堀 雅

雄

保安林予定森林の所在場所

のように保安林の指定をする予定である。 福島県告示第八十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二 第 一項の規定により、 次

令和五年二月七日

一 指定の目的

潮害の防備

森林保全課

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

次のように保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、

福島県告示第七十九号

全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

主伐として伐採をすることができる立木は、 浪江町森林整備計画で定める標準

令和五年二月七日

保安林予定森林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅

雄

いわき市田人町貝泊字井出五九の五

水源の涵養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐に係る伐採種は、定めな

準伐期齢以上のものとする。 いわき市森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

の二から四の七まで、二六、三二、三三の一、三五から三八まで、三九の二、四二の八の四、二八の五、二八の一一、字雷一の一、一の二、一の六、三の二、字谷地畑四双葉郡浪江町大字請戸字新町一の二、二、三の一、三の三、三の四、二八の二、二 浮沼三、四、一二から一五まで、一七、一九から二二まで 二七の四、二七の五、字小谷地五八の三から五八の五まで、六一の一、六一の二、字 の三から一の五まで、三の一、四の一、二四、二五、二六の一、二六の二、二七の一、 五四の一、五五の一、五五の三、五七の一、五七の三、五八の一、字持平一の一、一 二、四九、四九の二、五〇の二、五二の一、五三、五四の一、五四の二、五七の一、 一○○、字御壇ノ西五○の二、五○の三、五○の八から五○の一九まで、五○の二七、

令和五年二月七日

島

2 次のとおりとする。 伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

福島県告示第八十一号

規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 次のとおりである。

福島県知事 内 堀

雅

雄

右工門 渡部寅太郎 渡部千賀良作 高橋三久馬 髙橋久之助 高塔 信雄 高橋久四郎 高橋康子 中村愛子 安部仁栄 奈須惣作 安部ヒロ子 安部仁衛 佐藤直記 大森茂八 高橋 渡部善吉 渡部清八 所在の不分明な者の氏名 二瓶源次 安部武 二瓶寬 奈須千代志 奈須廣 五十嵐豊 藤田源長 渡部四郎 高橋増尾 高橋伊八 高橋盛吉 髙橋チイ 髙橋恒男 髙橋綱八 渡部彦次 渡部千加良 渡部マサ子 渡部榮次郎 高橋綱八 渡部倉吉 渡部小金吾 高橋栄太郎 高橋常 上杉正 髙橋久次

1 通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 百九十七号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和四年福島県告示第七 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

福島県告示第八十二号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

49

次のとおりである。 令和五年二月七日

弓田安次 弓田金作 弓田金藏 弓田徳重 弓田浜吉 弓田平吾 所在の不分明な者の氏名 渡部権藏 福島県知事 内

堀

雅

雄

ジエ 星ヨシイ 猪股三起子 小椋清光 星定美 星美代子 ワイ 三浦爲三 芳賀耕八 星長次郎 五十嵐亀吉 荒井弥作 渡部ヨイ 荒井又重 渡部和市 渡部正一 渡部竹四郎 渡部平八 渡部豊三郎 渡部豊太郎 渡部弥重役部竹四郎 渡部竹松 渡部長四郎 渡部長太郎 五十嵐久平 渡部傳三郎 堀井久次 堀井勝太郎 堀井長七 渡部四五エ門 渡部七三郎 渡部周作 渡部庄三郎 渡部庄次郎 渡部常太郎 渡部喜代作 小山常松 作 渡部喜六 渡部亀重 渡部儀作 渡部久三郎 渡部金四郎 渡部熊松 小山清太郎 小山善吉 小山豊作 星源八郎 渡部伊八 渡部卯之五十嵐久六 五十嵐新次郎 黒森励岸 児山甚三郎 小山永吉 小山遠藤甚吉 遠藤清次 遠藤浅吉 遠藤善作 遠藤定吉 五十嵐久太郎 渡部平吉 芳賀安太郎 芳賀利八 遠藤卯平 遠藤岩吉 渡部信義 小椋義道 渡部利平 渡部林次郎 渡部林太 渡部直三郎 渡部彦七 渡部門吉 星茂十 玉川孝子 芳賀吉夫 星保男 荒井重作 五十嵐六郎 星源助 渡部倉吉 渡部文吉 遠藤吉次 五十嵐 星

吉吉

一 通知の内容の要旨

2 の指定施業要件を変更する件(令和四年農林水産省告示第九百十三号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。 森林保全課

公 告

公告第21号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 自動車 68台 (保守等を含む。)
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和5年5月7日から令和7年7月1日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも 該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、自動車のメンテナンス付きリース契約の履行又は履行中の実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月8日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室総務課

電 話 024-521-7026

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月7日 (火) から同年3月8日 (水) まで (土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月17日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和5年3月22日(水)午後1時30分
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月20日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又

は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: 68 vehicles (including maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 22 March, 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 20 March, 2023
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7026

(総務課)

公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,116,000 部 (年6回 1回当たり686,000部)
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年5月18日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該

当しない者であること。

- (2) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月3日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵 便 番 号 960-8670 福 島 県 福 島 市 杉 妻 町 2 番 16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月7日 (火) から同年3月3日 (金) まで (土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和5年2月16日(木)午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年2月16日(木)午後2時 福島県出納局入 札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年3月23日 (木)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日 (水)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

第358号

(4) 契約書作成の要否 要

令和5年2月7日 火曜日

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing Newsletters with an estimated total of 4,116,000 copies (a total of 686,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 23 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第23号

2

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - 福島県庁舎の電気供給業務一式
 - 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和 4 年 11月 29日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額 126,723,544円(予定使用電力量 4,845,920kWh)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

(施設管理課)

令和五年二月七日とおり土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、公告第二十四号

理事 佐川 正弘 石川郡石 役別 氏名 住所 役別 氏名 住所

石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地住所

福島県知事 内 堀 雅

雄

次の

(農村計画課)

リサイクル適性 ② この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。